

## 司法試験委員会会議（第54回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

平成21年3月30日（月）15:00～17:00

### 2 場所

東京地方検察庁総務部教養課第304会議室

### 3 出席者

#### ○ 司法試験委員会

（委員長）高橋宏志

（委員）奥田隆文，木村光江，酒井邦彦，鈴木誠二，羽間京子，松島 洋（敬称略）

（幹事）小山太士（議題(1)のみ出席）

#### ○ 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

林 眞琴人事課長，中村芳生人事課付，山口久枝人事課付，遠藤洋一試験管理官

### 4 議題

(1) 選択科目の見直しについて（協議）

(2) 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準について（協議）

(3) 旧司法試験第一次試験免除に関する個別審査について（協議）

(4) 司法試験受験特別措置検討会委員の推薦について（協議）

(5) 司法試験予備試験について（協議）

(6) その他報告案件

(7) 次回開催日程等について（説明）

※ 議題(1)については、司法試験委員会議事細則第5条第2項に基づき議事録を作成

### 5 配布資料

資料1 平成18～20年新司法試験受験状況（選択科目別）

資料2 平成21年新司法試験の出願状況について

資料3 平成21年3月13日付け日本消費者法学会理事長名の「新司法試験論文式試験選択科目に『消費者法』の追加を求める意見書」

資料4 予備試験の実施方針について（案）

資料5 「予備試験の実施方針について（案）」に対する意見募集の結果について

資料6 平成21年3月6日付け日本弁護士連合会名の「司法試験予備試験の実施方針について（案）」に対する意見

資料7 平成21年3月18日付け日本弁護士連合会名の「当面の法曹人口のあり方に関する提言」

### 6 議事等

(1) 選択科目の見直しについて（協議）

【高橋委員長】選択科目の見直しについて、まず事務局から、資料について御説明いた

だき、引き続き、小山幹事から、検討状況の御報告をお願いします。

【林人事課長】 それでは、資料の御説明をいたします。まず、資料1は、平成18年から平成20年の選択科目別の受験状況等を記載したもの、資料2は、平成21年の選択科目別の出願者数の資料で、資料3は、本年3月13日付けで日本消費者法学会から司法試験委員会あてに提出された意見書です。資料の説明は以上です。

【小山幹事】 前回の司法試験委員会において、幹事会での選択科目についての検討状況を御報告した後に、幹事において検討している状況について御報告いたします。

まず、司法試験委員会が全法科大学院に対して、法科大学院における授業科目の内容について照会した結果についてですが、平成19年度までの結果については集計作業もおおむねでき上がったものの、平成20年度の単位取得者数の結果等については、今月末以降でないという数字が出ませんので、それらの集計作業をした上で、御報告したいと考えております。

幹事会においては、選択科目に関する実務的な重要性や社会的ニーズあるいは司法修習の状況に関し、最高裁や関係省庁などからも、引き続き資料を収集しているところです。

また、法科大学院における教育内容や試験の実施状況を把握するため、現在、各法科大学院に対し、学内で実施された試験問題の送付を依頼したところです。これらの情報も、選択科目としてふさわしい科目を検討する上で、重要ではないかと考えております。

なお、資料3のとおり、本年3月13日に、日本消費者法学会から、「消費者法」を選択科目に追加すべきであるとの意見書が提出されておりますので、併せて御報告いたします。

今後も引き続き、資料の収集と検討を進めていき、適宜、報告をさせていただきたいと考えております。

【高橋委員長】 ただ今の報告について、何か御意見はありますか。

【鈴木委員】 選択科目を増やすにしても減らすにしても、猶予期間が必要だと思うのですがいかがでしょうか。

【小山幹事】 選択科目に変更がある場合、何らかの経過措置が必要ではないかという考え方もあり得るところと考えていますが、それをどうするかについては、今後検討すべきであると考えております。

【高橋委員長】 現在の選択科目を削除する場合は、一定の経過期間が必要だという考え方はあり得るかもしれませんが、ところで、5年前に選択科目を現在の8科目に決めた際には、選択科目に入らなかった刑事政策や消費者法についても話題になったように思います。このうち、消費者法については、民法・行政法に近いのではないかと、ということがあったのではないかと、思います。

また、現在の選択科目である8科目の中では、5年前の議論では環境法も話題になりました。環境法で出題された問題を見てみると、政策、ポリシーを問う問題もあるようで、やや問題の傾向が他の科目と異なる面もあるように思います。

それぞれの選択科目についてみると、それほど合格率に有意な差はないように思います。

法科大学院からは、現在ある8科目の選択科目すべての教員を確保することが困難である、選択科目の数が多すぎるといった声が出ているように聞いております。た

だ、その点は、すべての法科大学院で、すべての選択科目を開講する必要はないのではないのではないのでしょうか。学生からは苦情が出るのかもしれませんが。

【木村委員】選択科目については、大きな考え方として、科目数を増やす方向になるのでしょうか、それとも、減らす方向になるのでしょうか。現実的に、法科大学院の中には、現行8科目であっても、すべての選択科目をそろえることが困難で、相当苦勞されているところもあるのではないかと思います。

それから、資料1によると、受験者数にばらつきがありますが、その点をどう考えるかということもあるように思います。

【高橋委員長】国際関係法（公法系）が受験者数が少ないですね。国際関係法（公法系）では、プレテストの出題内容等から、出題範囲が広いという印象を持たれ、受験生が敬遠したのではないのでしょうか。しかし、国際関係法（公法系）は、旧司法試験時代からの伝統ある科目なので、これを削除するととなると、公法系が軽視されている印象を与えることになりかねません。

【松島委員】論文式試験の作問の困難性という観点ではどうでしょうか。

【小山幹事】現在の選択科目の考査委員から聴いた限り、作問が困難だという回答はありませんでした。先ほどお話しした法科大学院からの問題の取り寄せは、それを選択科目とした場合に、論文式試験の問題としてどういったものがあり得るのか、適切な作題が困難になることはないか、ということをチェックする意味も込めて行っているところです。

【松島委員】消費者法のうち民法や行政法と重複している部分を除けば、知っているか知らないかの単なる知識問題になってしまうのではないかという懸念もあり得るのかもしれませんが。

【高橋委員長】確かに、民法学者からは、消費者契約は民法だという主張があるくらいです。また、消費者安全法は、行政法だとも言えますね。

【松島委員】選択科目となっている環境法も同じことが言えるのではないかという見方もありそうですが。

【高橋委員長】現行科目の状況を含め、引き続き、資料収集と検討をお願いしたいと思います。

(2) 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準について（協議）

- 事務局から、標記処分基準については、平成21年1月28日から同年2月27日までの間、行政手続法に基づく意見募集を行った結果、寄せられた意見はなかった旨報告がなされた。
- 協議の結果、従前の処分基準（平成16年8月2日司法試験委員会決定）を廃止し、今後実施される新・旧司法試験及び予備試験については、別紙の処分基準を適用することが決定された。

(3) 旧司法試験第一次試験免除に関する個別審査について（協議）

- 事務局から、司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第1条第15号に基づく個別の受験資格審査の申請があった者1名につき、その申請内容等について説明がなされ、協議の結果、同人につき司法試験第一次試験を免除することが決定された。

審査結果については、事務局から申請者に対して通知することとされた。

(4) 司法試験受験特別措置検討会委員の推薦について（協議）

- 平成21年3月31日限りで任期満了の司法試験受験特別措置検討会委員4名全員について、平成21年4月1日以降も引き続き委嘱することが決定された。

(5) 司法試験予備試験について（協議）

（◎委員長，○委員，△事務局）

- ◎ 予備試験について、まず事務局から、先に行った「予備試験の実施方針について（案）」の意見募集の結果等に関する資料について説明をお願いし、引き続き協議を行いたい。
- △ 資料4「予備試験の実施方針について（案）」に係る意見募集に対しては、種々の意見が寄せられた。その結果をとりまとめたものが、資料5である。提出された意見は、合計80件で、全般に、おおむね適切であるとの意見があったが、他方、個々の項目に関して、実施方針案とは異なる意見があった。また、日弁連から、資料6の意見が送付された。
- ◎ 御意見、御質問をうかがいたい。
- 意見募集の結果を見ると、大枠においては賛成でも細かいところでは随分と意見があるという感じがする。
- 細かいところで議論しておいた方が良いように思うのは、法律実務の配点問題で、この点については、有識者のヒアリングでも、いろいろな意見があった。
- ◎ 法律実務の比重に関して、日弁連の意見では法律実務の配点を高くすべきだと考えており、他方、低くすべきという考え方も寄せられている。
- 日弁連の意見の中に、「法律実務基礎科目が法律基本科目を含む総合科目である」とする部分があるが、法律実務基礎科目と法律基本科目は車の両輪のようなものであり、法律実務基礎科目が法律基本科目を含む総合科目であるとする理解は誤っており、法科大学院で行っている教育の実情とも異なるものと思われる。
- 実務基礎科目が、こういう科目であってほしいという意味合いで記載している面があるように思う。
- 現実の法科大学院の教育で行われている法律基本科目と実務基礎科目の内容を考えると、それほど実務基礎科目のウエイトが大きくなるのだろうか、という気はする。
- ◎ そもそも法律実務基礎科目を試験科目にすべきでないなどの、法律に則っていない意見もあるようである。
- 科目の配点にはいろいろな考え方があるが、択一の共通化の問題についてはいかがか。
- ◎ 共通化は適切であるという意見もある。
- 日弁連の意見は、共通化は問題であるとは記載しておらず、疑問があるという表現にとどまっている。
- 短答式試験については、一般教養科目の選択問題をどのようにするか、という問題もある。選択問題であっても、10問中7問解答というのでは必修に近くなる。
- ◎ 現在の大学設置基準、大学の設置科目は、以前と大きく異なっている。人文、自然、社会、語学の各分野をすべてまんべんなくできていなければならないという趣旨の見

解は、かつて自分たちが受験したり、学生だったりの時のイメージで考えているように思う。

- 日弁連の意見は予備試験がバイパスになるのを非常に恐れているようである。合格率の高い法科大学院に入学するため、学部生のころから予備校に通っている者も多くなっているので、予備試験が最短距離になるのを防ぎたいという考えがあるようだ。他方、法科大学院を中核とする法曹養成制度そのものにも疑問が寄せられているようだ。
- ◎ 大きな枠組みに対する議論もいろいろあるところだが、我々の役割としては、法律に則り、予備試験の実施を適切に行っていくということだろう。本日決定するのではなく、継続して検討することとしたい。

(6) その他報告案件

- 事務局から、平成21年3月18日付けで日本弁護士連合会が発表した資料7「当面の法曹人口のあり方に関する提言」について報告がなされた。

(7) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、平成21年4月22日（水）に開催することが確認された。

（以上）

## 司法試験法第10条に規定する受験禁止期間に関する処分基準

(平成21年3月30日司法試験委員会決定)

不正の手段によって司法試験若しくは司法試験予備試験を受け、若しくは受けようとした者又は司法試験法若しくは同法に基づく法務省令に違反した者に対しては、以下を基準として、受験禁止期間を決定する。ただし、不正の手段及び司法試験法等に違反した行為の内容又は情状により下記の受験禁止期間を減免することができる。

態 様	受験禁止期間
1 虚偽の出願（替え玉受験，無資格受験など）によって司法試験若しくは司法試験予備試験を受け，若しくは受けようとした者	5年間，司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする。
2 1のほか，不正の手段によって司法試験若しくは司法試験予備試験を受け，若しくは受けようとした者	4年以上の期間を定めて，司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする。
3 1のほか，司法試験法施行規則第5条に規定する司法試験の実施に関し司法試験委員会の指示に従わなかったなど，司法試験法若しくは同法に基づく法務省令に違反した者	1年以上の期間を定めて，司法試験及び司法試験予備試験を受けることができないものとする。

○ 司法試験法（昭和24年法律第140号）（抜粋）  
（合格の取消し等）

第10条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験若しくは予備試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により5年以内の期間を定めて司法試験若しくは予備試験を受けることができないものとするができる。

## 【参考】

### ○ 司法試験法施行規則（平成17年法務省令第84号）（抜粋）

（受験者が守るべき事項等）

第5条 司法試験の受験者は、司法試験の実施に関し、司法試験委員会の指示に従わなければならない。

2 司法試験の受験者は、いずれかの科目について、当該科目の試験が開始されるまでに指定された試験室に入室せず、又は当該科目の試験の開始から終了までの間において司法試験委員会の指示に反して当該試験室から退室したときは、当該科目の試験及びその余の科目の試験を受けることができない。